

令和7年第2回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和7年6月12日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年6月12日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和7年6月12日 11時24分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	向出 健	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	由本好史	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	会計管理者	石原千明	○	
	参 事 兼 希望のまち 推進課長 事務取扱	田中邦男	○	税 住 民 長 課 長	草水英行	○	
	参 事	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	総務財政課 担当課長	吉田和秀	○	人権啓発 課 長	増田紀子	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署名議員	3 番	松 本 俊 清		4 番	山 本 麻 也		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和7年第2回笠置町議会会議録

令和7年6月12日～令和7年6月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

令和7年6月12日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 令和6年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件
- 第5 報告第2号 令和6年度(2024年度)城南土地開発公社決算に関する報告書の件
- 第6 報告第3号 令和7年度(2025年度)城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件
- 第7 報告第4号 白鷺橋橋梁維持修繕工事請負変更契約締結に伴う専決処分の報告の件
- 第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第9 議案第30号 笠置町税条例一部改正の件
- 第10 議案第31号 笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第11 議案第32号 令和7年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件
- 第12 議案第33号 令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 追加第1 議案第34号 投票管理者等の報酬及び費用弁償条例一部改正の件
- 追加第2 議案第35号 笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件
- 追加第3 議案第36号 令和7年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

梅雨の季節になりました。お集りの皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただきますようお願い申し上げます。

本日ここに、令和7年6月第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重な御審議をいただきますとともに、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をするよう御留意いただき、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様の御協力をお願い申し上げます。

---

議長（西 昭夫君） ただいまから、令和7年6月第2回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、松本俊清議員及び4番、山本麻也議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員をお願いをいたします。

---

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から6月26日までの15日間に決定いたしました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

5月23日、山城地区議長連絡協議会定例会が木津川市にて開催され、出席いたしました。令和7年度事業計画及び予算等について審議をいたしました。

また、役員の改選が行われ、令和7年度、8年度の2年の任期中、会長に宇治市の木本議長、副会長に、私、西が、監事には長岡京市の白石議長が就任いたしました。

5月26日、名張産業振興センター・アスピアにて、木津川上流直轄改修促進期成同盟会等総会が行われ、出席いたしました。令和7年度事業計画及び予算等について審議をいたしました。

5月27日、全国町村議会議長会主催の、令和7年度町村議会議長研修会が東京都で開催され、出席をいたしました。内閣府政策統括官の高橋氏から、「広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な防災DX」と題し、令和6年の能登半島地震をはじめとするこれまでの災害対応においても、内閣府防災では、各省庁・自治体の応援を得ながら、組織を挙げて災害対応に当たってこられたが、現在の体制では、その間、防災施策に係る企画立案業務は事実上中断せざるを得ないのが実情で、今後さらなる大規模な災害が予想される南海トラフ地震や首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝地震、富士山噴火などの大規模災害に備え、防災業務の企画立案機能を飛躍的に向上させ、平時から不断に万全の備えを行うことが必要不可欠であるとし、広域災害時の自治体間の情報共有や平時の災害応急物資の備蓄状況の可視化、災害時の物資支援の広域連携化、また、避難所の入退所管理や罹災証明書交付等被災者支援業務の効率化に向けたDXの取組について、講演を拝聴いたしました。

また、明治大学、青山名誉教授から、「平成から災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題自治体実務の立場から」と題した講演を拝聴しました。

同日、京都府選出の国会議員の方々と、小規模自治体が抱える課題などについて懇談しました。

なお、京都府町村議会議長会臨時総会が開催され、会長に京丹波町の梅原議長が、副会長には大山崎町の井上議長と和束町の畑議長が、監事に宇治田原町の前田議長と私、西が就任いたしました。以上、議会報告といたします。

議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

なお、議案の質疑につきましては、本定例会においては発言通告の提出はありませんでした。したがって、質疑は挙手により行ってください。

質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回までですので申し添えます。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに令和7年第2回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

6月9日に近畿地方が梅雨入りし、梅雨前線の影響により不安定なお天気が続きますが、体調管理に御留意いただきますようお願いいたします。

また、近隣自治体では、連日、ツキノワグマの目撃情報が発せられておりますので、外出の際には十分御注意いただきたく存じます。

それでは、町政の状況について御報告いたします。

5月3日に、プロバスケットボールチーム「京都ハンナリーズ」と、5月11日にはプロサッカーチーム「京都サンガ」と、それぞれチームを応援するホームタウンに加入し、協定書を締結いたしました。京都ハンナリーズ、京都サンガともに、スポーツを通じて青少年の健全な育成への取組や、地域に密着した地域貢献活動に積極的に取り組まれておられますので、笠置町の活性化のためにも、スポーツに触れ合う機会などを御協力いただきたいと考えております。

次に、令和7年第1回定例会でお示しいたしました、令和7年度施政方針の中で、防災情報等をお知らせするためのタブレット活用事業が、国の採択を受けて進行中でございます。令和8年3月までに全戸配布を目指し、現在、作業を進めておりますが、これは従来の防災無線による情報伝達の聞き逃しや聞こえにくさを解消し、情報を確実にお伝えすることを目的としています。住民の皆様のお命を守るために大きく寄与するものと考えております。また、今後はタブレットを活用した様々なサービスも検討しており、皆様の生活に役立つものと期待しております。

5月29日に、町内全戸へ導入に関するアンケートを送付いたしましたところ、「タブレットやアンケートの内容が分からない」「タブレットを配っても使えるのか」など、様々な御意見をいただきました。これにより住民の皆様への説明が不足していたことを認識し、深く反省しております。

改めて、タブレットに直接触れていただき、誰でも簡単に操作できることや、様々な情報が分かりやすくお知らせできることなどを皆様に知っていただくため、明日13日から、順次、つむぎテラスや笠置会館にて説明会を開催いたします。ぜひ手に取って体験していただきたいと考えております。そのほかにも、区やサークル、また個人の皆さんの御希望にも応じて随時、説明会等を開催してまいりますので、御協力のほどよろしくようお願いいたします。

次に、4月以降のキャンプ場運営について御案内申し上げます。住民の皆さんをはじめ、

町内外の多くの方々に御心配をおかけしましたこと、心よりおわび申し上げます。キャンプ場の運営は、6月30日までは観光協会様による延長運営をお願いしているところですが、7月1日からは民間企業への運営移行を予定しており、引き続き運営を継続してまいります。また、従業員の皆様の雇用もしっかりと継続してまいります。

さらに、キャンプ場の運営だけでなく、いこいの館の再開や、町のイベントを通じた賑わいづくり、移住・定住促進など、「希望を生むまち」の笠置町のまちづくりを実行するため、公募型プロポーザル方式による事業提案公募を実施いたしました。

これは、笠置町の将来像を明確にするとともに、民間の力を借りてスピード感を持ってまちづくりを進めることを目的としております。審査を経て選定される事業者とともに、町と住民、町内外の方々が一丸となって、「希望を生むまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

公募の締切り時点では1社の応募があり、今後、町内外の選定委員による審査の下、受託業者を決定してまいります。選定結果につきましては、改めて皆様にお知らせしてまいります。以上、本議会に提出いたします案件は報告4件、諮問1件、議案は補正予算2件を含む4件でございます。

また、本日、選挙に関する条例の一部改正及び補正予算の3件を追加提案させていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第4、報告第1号、令和6年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件、日程第5、報告第2号、令和6年度（2024年度）城南土地開発公社決算に関する報告書の件、日程第6、報告第3号、令和7年度（2025年度）城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件、日程第7、報告第4号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負変更契約締結に伴う専決処分の報告の件、以上の4件はいずれも報告です。会議規則第37条の規定により一括して報告を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 報告第1号から報告第4号までを一括して提案理由を申し上げます。

報告第1号、令和6年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件でございます。

3月議会において御承認いただきました10の事業につきまして、地方自治法第213条の第1項の規定により、令和7年度への繰越額を1億3,026万1,160円とし、計算

書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条の第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第2号、令和6年度城南土地開発公社決算に関する報告書の件でございます。令和7年4月に開催された城南土地開発公社理事会において、令和6年度事業報告及び決算が承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第3号、令和7年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件でございます。令和7年3月に開催されました城南土地開発公社理事会において、令和7年度事業計画並びに予算が可決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第4号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負変更契約締結に伴う専決処分の報告でございます。白鷺橋橋梁維持修繕工事の現場作業が完了しましたことによります実績数量及び精査に伴いまして、請負金額が変更となりましたので、地方自治法第180条の第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。以上、4件の報告でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） これで報告を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、丸山敏夫氏の任期が令和7年12月31日をもって任期満了となりますので、継続して同氏に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に諮問するものでございます。

なお、委員の任期は令和10年12月31日まででございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。人権啓発課長。

人権啓発課長（増田紀子君） 失礼いたします。

それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件について、御説明を申し上げます。この説明は、議案書の朗読をもって代えさせていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年6月12日提出。

笠置町長、山本篤志。

記としまして、

氏名、丸山敏夫。

住所、京都府相楽郡笠置町大字切山。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 本件は質疑、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。質疑、討論を省略いたします。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この際申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は反対とみなします。また、賛成者については議長が結果を発言するまで着席しないでください。

本件は、これに適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件は、適任とすることに決定しました。

なお、この旨を町長に答申します。

---

議長（西 昭夫君） 日程第9、議案第30号、笠置町税条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第30号、笠置町税条例一部改正の件について提案申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行により、個人住民税の所得控除において所得税法と同様に特定親族特別控除が追加されること、加熱式たばこの課税方式が定められることなどから、本条例の一部改正が必要となるものでございます。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

それでは、議案第30号、笠置町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきますので、議案書の5ページを御覧ください。

本条例の改正の概要でございますけれども、第18条、公示送達についてでございます。納税通知などの送付におきまして、住所や居所などが不明の場合、町の掲示板を通じてお知らせする、いわゆる公示送達を行いますけれども、多くの方が閲覧できるなどの配慮をいたしまして、町の掲示板または町のホームページなど、インターネットで閲覧できる状態に置くことを明記したものでございます。

第34条の2、所得控除でございます。議案書の5ページから6ページにかけて掲載しております、本条では、個人住民税の所得控除におきまして、所得税法と同様に特定親族特別控除が追加されるものでございます。具体的には、いわゆる年収103万円の壁への対応を行うもので、令和7年度で例えますと、19歳以上23歳未満のお子さんの給与収入が103万円、所得でいきますと48万円を超えますと、これまで特定扶養親族控除の適用ができなくなっておりましたけれども、給与所得控除の引上げに併せまして、給与収入が150万円、所得として85万円を超えても、その所得額に応じて控除が受けられるように改正するものでございます。

次に、第36条の2、町民税の申告書、7ページからの第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、それから36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る改正でございますけれども、いずれも新設されました特定扶養親族控除の申告に対応するものでございます。

続きまして、附則の改正について、9ページを御覧ください。

第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例についてでございます。加熱式たばこにつきましては、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式になりまして、一定の重量以下のものについては紙巻きたばこ1本として課税するものでございます。

続きまして、附則につきまして、議案書の2ページを御覧ください。

こちら、附則第1条は施行規則に関するものでございまして、第2条から第4条は経過措置に関するものでございます。説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

まず、第18条の中で公示事項とありますが、公示事項についてどのような内容が表示され、また、不特定多数の者が閲覧することができる状態とはどういうことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼いたします。

公示事項ということですが、実際には、先ほども御説明させてもらったとおり、住所が分からない方というのがあると思いますけれども、そういった方々にも通知ができるような内容を想定しております。具体的に今の段階でどういったことが想定されるかというのは、ちょっと頭の中に出てこないのですけれども、一般に広く知らしめるに對して、本来であれば通知書、その方の住所・居所に對して送るものを郵送でやるわけなんですけれども、そういった方が、郵送した場合、返送されてきた場合に通知する手段がないわけですので、そういった掲示板などを通じまして知らしめるということになっております。

それから、不特定多数の者が閲覧できる状態というような話ですが、掲示板ということもありますので、どなたでも見ていただけるというような形になりますので、そういった中身につきましては、インターネット、ホームページを通じて見ていただけるような施策といたしますか、対応を取っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号、笠置町税条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号、笠置町税条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第30号、笠置町税条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第10、議案第31号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 失礼いたしました。

議案第31号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

老人医療助成事業費補助金交付要綱（昭和45年京都府告示第528号）が、令和6年分における所得税の特別控除の影響を加味しない旨の一部改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行日は令和7年8月1日からでございます。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 議案第31号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件について御説明させていただきます。

新旧対照表で御説明させていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、第2条の老人医療費の支給についてでございます。老人医療費の支給に係る資格判定に関し、所得税法等の一部を改正する法律により新設された令和6年分における所得税額の特別控除、いわゆる定額減税前の所得税で判断すると改正するものでございます。説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、3ページに規定を適用しないとしたならばという表現があるのですが、適用するのかしないのかという曖昧なものだと思うんですけれども、またどういった基準に基づいてそれをされるのか、ちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の質問に回答させていただきます。

この老人医療費助成制度につきましては、笠置町におきましては、お住いの65歳以上70歳未満の方で所得税非課税世帯の方が対象となります。今回の改正につきましては、令和6年度に行われた定額減税の影響を加味しないということで、定額減税される前の所得税額で、その対象になるかならないかということ判断するものでございます。以上ござい

ます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第31号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第31号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第11、議案第32号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第32号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件について、提案理由を申し上げます。

令和7年度笠置町一般会計歳入歳出総額17億9,884万円に、歳入歳出それぞれ5,764万8,000円を追加し、総額を18億5,648万8,000円とするもので、主には、ガバメントクラウドの移行に伴う通信料やシステム使用料、また衛星通信系防災情報システムの更新や戸籍システムの改修に係る経費を計上しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第32号、令和7年度笠置町一般会計補正予算の件につきまして、説明をさせていただきます。

私のほうからは、歳入予算と総務財政課が所管します歳出予算の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入予算から説明をいたします。8ページを御覧ください。

8ページ中段、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金としまして689万6,000円を減額しております。そのうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、税住民課分と総務財政課分として計上しております。税住民課分につきましては戸籍システムの改修に係る経費に234万6,000円、総務財政課分については自治体中間サーバーの機器交換に係る費用の負担金に279万1,000円を充当するものでございます。また、デジタル基盤改革支援補助金につきましては1,203万3,000円を減額しております。当初、本補助金につきましては、国庫支出金であると認識をしておりましたが、地方公共団体情報システム機構から直接交付されるため、21款諸収入、3項雑入として受け入れることとし、予算の組替えを行っております。

続いて、9ページを御覧ください。

中段、21款諸収入、3項雑入、2目雑入としまして2,374万3,000円を増額計上しております。まず、デジタル基盤改革支援補助金ですが、基幹業務システムの標準化以降に要する経費に充当するもので、令和7年度の補助金の交付決定通知がありましたので、先ほど説明いたしました国庫支出金からの組替え分も含めまして、2,547万6,000円を計上しております。

また、消防団員等公務災害補償等共済基金からの令和7年度消防団退職報償金額が確定しましたので、158万5,000円を増額計上し、また、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金につきましては、令和7年度の助成がないことから減額としております。

続いて、22款町債、1項町債、2目総務債、3節緊急防災・減災事業債としまして、Jアラート受信機更新事業に充当するため290万円を増額計上し、また、衛星通信系防災情報システム更新事業に充当するため、新たに1,660万円を計上しております。

ページ戻りまして、4ページ、第2表を御覧ください。

地方債の補正でございますが、先ほど説明をいたしました緊急防災・減災事業債の増額分を追加しまして、限度額を9,140万円から1億1,090万円に補正をしております。

最後、ページ戻っていただきまして、9ページ上段でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、今回、1,757万9,000円を増額計上しております。

続いて、歳出予算について、総務財政課が所管する分について説明をさせていただきます。まず、それぞれの科目に計上しております職員人件費でございますが、4月に実施をいた

しました機構改革及び人事異動により職員の配置が変わりましたので、それに伴い人件費の科目の組替えをしております。

また、10ページの中段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の一般管理事業としまして、派遣職員人件費負担金888万8,000円を計上しております。京都府より派遣いただきました職員の人件費につきまして、京都府へ負担金として支出するものでございます。

同じく、1目一般管理費の電算システム管理事業としまして1,301万7,000円を増額計上しております。

主要事業調書の1ページを御覧ください。

当初予算でも少し説明をさせていただきましたが、国による基幹業務システムの標準化とは、地方公共団体の主要な20業務につきまして、全ての地方公共団体が標準化・共通化された電算システムを使用しまして、ガバメントクラウドと呼ばれる共通のクラウドサービス上で共同利用するものでございます。今回は、ガバメントクラウドの通信料と利用料等の大まかな見積り額が出ましたので、通信運搬費として71万6,000円を、使用料及び賃借料として578万7,000円を計上するものです。また、システムをガバメントクラウド上で整備・維持するためのネットワーク環境の設計・構築・保守に係る経費など、TRYシステムの負担金として372万3,000円として計上しております。ガバメントクラウドに係る財源につきましては、地方交付税措置が講じられる予定ではございますが、交付税額が現在確定していない状況ですので、本補正予算では財政調整基金の繰入金により財源調整をしているところでございます。

また、マイナンバーカードを管理する地方公共団体情報システム機構が、令和6年、7年度に進める、自治体中間サーバーの機器更改にかかる費用の負担金としまして279万1,000円を計上しております。

続いて下段、同項8目防災諸費としまして、防災事業1,948万7,000円を増額計上しております。

主要事業調書2ページを御覧ください。

まずは、衛星通信系防災情報システムですが、京都府が整備している本システムについて、現在運用中のシステムが令和9年度に終了することから、新たなシステムの運用開始に向けた整備工事が必要となり、今般、京都府において工事費用が確定したということで、当町負担分として1,660万4,000円を計上するものでございます。

また、消防庁が所管し整備している全国瞬時警報システム、Jアラートについてでございますが、Jアラート自体の更新につきましては、当初予算において説明をさせていただきましたが、先ほど申しました防災情報システムの更新に伴いまして、現行では両システムで共有している受信機について、今回、分離する必要があるため、新たな受信機設置に係る経費を計上するもので、委託料としまして288万3,000円を計上しております。

続いて、15ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費では、消防団事業としまして158万5,000円を計上しております。令和6年度末の消防団退職者が確定し、退職報償金を増額計上するものでございます。以上、総務財政課からの説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

税住民課が所管いたします歳出補正予算について御説明させていただきます。

予算書の11ページを御覧ください。

予算書、中ほどにございます、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍住民基本台帳事務といたしまして553万9,000円を計上しております。今年度におきまして、戸籍への振り仮名付与の事務を進めておりまして、笠置町に戸籍を置かれている方々に対しまして、現時点で町が把握している振り仮名を通知させていただきます。その振り仮名に修正があれば、お知らせいただきたい旨の通知となりますけれども、返送などがない場合には、町で把握している振り仮名を戸籍に付与するシステム改修を行うこととしております。このシステム改修作業委託料として234万7,000円を計上しております。

次に、住基ネット機器導入委託料でございます。住基ネットサーバーの更新に伴いまして、住基ネットの端末機器、窓口に設置しております機器について、ウィンドウズのバージョンアップなどの影響を受けることから、更新が必要となるものでございます。セットアップ作業費用などとして310万2,000円を計上しております。

続きまして、予算書の12ページを御覧ください。

3款民生費、1目社会福祉総務費の続きのページでございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業でございます。定額減税不足額給付事業としまして209万9,000円を計上しております。令和6年度に実施いたしました国庫事業、定額減税不足額給付事業、調整給付を補完する事業となります。昨年度の事業内容を説明いたしますと、令和5年分の所得税額を参考に、まずは令和6年分の所得税額を推計値といたしまして1人

当たり3万円、扶養親族がおられた場合には、その人数に応じて1人当たり3万円を加算いたしまして減税額を算定し、その減税額が源泉徴収税額などから引き切れない方々を対象に、令和6年度に給付を実施したところでございます。今年度は、令和6年分の所得税確定申告などの税額確定によりまして再計算を行った結果、減税し切れなかった方々、給付が足りなかった方々を対象に給付を行うもので、定額減税不足額給付金として196万円、その他事務費などで13万9,000円を計上しております。

なお、令和5年度、令和6年度に実施いたしました住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯への給付など、別のメニューで既に給付を受けられている方々は対象外となるものでございます。税住民課からの説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出補正予算について御説明申し上げます。

予算書の12ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、障害者自立支援給付事業で4万6,000円を計上させていただいております。補装具について、今年度の利用増加が見込まれることから、追加で計上するものでございます。

続きまして、5目老人福祉施設費でございます。つむぎてらす運営事業で2万3,000円を計上させていただいております。令和7年4月23日に行われた相楽中部消防組合消防本部の立入検査での指示書に基づき、玄関カーペットを防災タイプに交換するものでございます。

続きまして、予算書13ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で、定期予防接種で、需用費の医薬材料費から委託料の予防接種委託料へ404万1,000円の予算の組替えを行っております。これにつきましては、当初予算では、新型コロナワクチン接種についてワクチン代を医薬材料費で計上しておりましたが、相楽医師会との協議により、ワクチン代を委託料に含めることとしたものでございます。

それから、3目診療所費で、笠置歯科診療所事業で33万円を計上させていただいております。歯科診療所のガス給湯器に不具合が発生しており、部品の製造が終了していることから更新を行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） それでは、希望のまち推進課が所管いたします歳出補正予算について御説明申し上げます。

予算書の14ページを御覧ください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、商工振興事業で、地域消費生活緊急拡大事業補助金として30万円を計上しております。これは、商工会が実施いたします地域消費生活緊急拡大事業補助金、いわゆるプレミアム商品券に当たる分でございますけれども、当初予算で30万円を計上したところでございますけれども、商工会が町内に設置しております案内看板の更新が京都府に追加で認められたことに伴いまして、町としても支援することといたしまして、今回、増額補正30万円をお願いするものでございます。

次に、15ページに移りまして、3目観光費、観光施設管理事業でございます。東海自然歩道管理委託料といたしまして4万円計上しております。これは、京都府から委託を受け実施しております東海自然歩道の草刈りなど、管理に係る事業でございますが、歳入でも計上しておりますけれども、府からの委託料確定に伴いまして増額補正するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

建設産業課が所管いたします歳出補正予算につきまして御説明させていただきます。

14ページの中段をお願いいたします。

5款農林水産業費、2項林業費、3目林道維持費、12節委託料の林道維持事業橋梁維持管理委託料で、59万4,000円を増額補正として計上させていただいております。内容につきましては、令和7年4月1日に労務単価の改定が行われ、それに伴いまして、林道橋梁点検診断事業に係る作業員の労務単価改定を行ったことによりまして増額補正でございます。

以上で、建設産業課が所管いたします歳出補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は、歳入歳出ともに1款ごとに質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。

1款町税の質疑を行います。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、町税、固定資産税の現年課税分が364万6,000円の増ということですが、当初予算は、前年度比が88万円の減であったのに、どうしてこの増額になったのか説明を

願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

償却資産の分につきまして増額になっているという理由でございますけれども、実際には償却資産、主に3社が新しく償却資産のほうを増として申告いただきましたので、実績に基づきまして、今回、予算額と比較、差額ですね、増額補正をしたということでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで1款の質疑を終わります。

次に、15款国庫支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで15款の質疑を終わります。

次に、16款府支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで16款の質疑を終わります。

次に、19款繰入金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで19款の質疑を終わります。

次に、21款諸収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで21款の質疑を終わります。

次に、22款町債の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで22款の質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

まず、2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで2款の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで3款の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで4款の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで5款の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで6款の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで8款の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

10ページに、総務費の一般管理費で、京都府から派遣していただいている田中参事の  
人件費が918万9,000円計上されております。今年度、笠置町から社会福祉協議会に職  
員を派遣していると思いますが、その人件費はどのようになっているのか、また社会福祉協  
議会に派遣している職員の人件費の額がどれぐらいになっているのか、お聞かせ願いたい  
と思います。

議長(西 昭夫君) 参事。

参事(前田早知子) 失礼いたします。

由本議員の質問、答えさせていただきます。

4月1日から社会福祉協議会へ1名の職員を派遣しております。人件費につきましては、  
町がそのまま人件費の予算として支出をしております。公益法人等の条例のほうで制定して  
おりますけれども、その項目の中でも、町の業務に関連する事業、事務等につきましては、  
100分の100まで町のほうで負担するということを可能としております。これは、国の

ほうで定められた公益法人等の派遣法につきましても規定がされておまして、それに準じて町のほうも制定したというところがございます。社会福祉協議会につきましては、福祉事業につきまして町のほうから多くの事業をお願いしているところでもありますし、この4月以降につきましては、いこいの館の貸出しと管理に関しましても社会福祉協議会に委託しているところがございますので、そういうことを鑑みまして、町のほうで給料につきましては負担するというふうな整理をしております。

それと、人件費ですけれども、すみません、詳細な総額というものは費目として把握できておりませんが、大体1人にかかる600万程度の人件費になっていると思われまます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今まで、社会福祉協議会に対して職員を派遣したことはないと思うんですけれども、何で今支出なのかというのが、いこいの関係なのか、ちょっとよく分からないんですが、人件費が600万クラスの職員を何で派遣しなければいけなかったのかというような、疑問に思うんですが、また、これは単純に社会福祉協議会への補助になると思うんですが、また、定員の管理上、問題ないのか、また、笠置町はそれほど人員が余っているのか、また、財政にも余裕があるのか、ちょっと疑問に思うわけですが、そのあたりの答弁をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子） 失礼いたします。

由本議員の御質問、答えさせていただきます。

社会福祉協議会につきましては、先ほど申しましたように、福祉事業については多くのことをお願いしております。社会福祉協議会の事務局を担っていただいている職員の方々についても異動があったり、交代といいますか、退職されたりということがございまして、新年度につきまして1人を任用するというような予算要求もあったところがございます。この要求につきましては、人材確保がまだできていないというところもございましたし、町のほうで進めておりました、いこいの管理をお願いしたいというところもありましたので、会長や事務局長とお話をさせていただきまして、町でお願いしております事業、老人クラブの事業であったりとか、外出支援の事務であったりとか、そういうところも多くありますので、今までなかったことではございますが、条例も制定しているところがございますので、町のほう

うとしても、これ以上の人件費を社会福祉協議会に持っていくというところも厳しいところ  
でございましたので、そういう事務をしていただくというところの中で整理をさせていただ  
きました。条例上の制度の活用にはなっているところがございます、今後、社会福祉協議  
会と町とは並行してといたしますか、福祉に関しましては一体となって事業運営していくとい  
うことも必要でございますので、令和7年度はこういう措置をさせていただきました。以上  
です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第32号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第32号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成  
の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第32号、令和7年度笠置町一般会計  
補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第12、議案第33号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補  
正予算（第1号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第33号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第  
1号）について、提案理由を申し上げます。

令和7年度笠置町国民健康保険特別会計、歳入歳出総額2億516万1,000円に、歳  
入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、総額を2億522万6,000円とするもので  
ございます。国民健康保険の資格喪失の届出により、国民健康保険税の過年度還付金が発生  
し、予算額に不足が生じるために予算の増額措置をお願いするものでございます。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

それでは、議案第33号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件につきまして、御説明させていただきます。

社会保険に加入をされた方が令和7年度に資格喪失届を提出されたことによりまして、令和6年度以前の過年度分に納めていただいた国民健康保険税に還付が生じることで償還金が不足となる見込みであることから、補正をお願いするものでございます。

歳出から説明をさせていただきますので、予算書の最終ページ、8ページを御覧ください。

6款諸支出金、1目の償還金でございます。現在、10万円の過年度税還付金を計上いたしておりましたが、予算額を超える還付金が発生しておりますので、今後の還付発生も考慮いたしまして6万5,000円を計上するものでございます。

前のページ、7ページに戻っていただきまして、歳入ですけれども、歳出の補正額6万5,000円に合わせまして、7款繰越金、前年度繰越金として同額の6万5,000円を計上しております。説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は、歳入と歳出に区切って質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第33号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第33号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第33号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩し、議会運営委員会を開催します。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前11時10分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

議長（西 昭夫君） お諮りします。お手元に配付した追加議案日程のとおり、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました追加議事日程のとおり、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1、議案第34号、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第34号、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）が改正され、6月4日に公布されました。国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改定されますので、本条例についても投票管理者等の報酬について単価の改定を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第34号、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例一部改正の件について、御説明させていただきます。

本改正につきましては、町長の提案理由にもございましたように、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、国が地方公共団体に交付する経費、具体的には投票所、投票所の経費や事務費等の基準額が改定されたため、当該条例につきましても、投票管理者や立会人等の報酬単価を改定するものでございます。

2 ページ、最終ページになりますが、新旧対照表を御覧ください。

別表、2 列目の報酬額につきまして、2 行目、投票管理者から最後の期日前投票所の投票立会人まで、国の改正単価に準じて現行より引上げをしております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 4 号、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 3 4 号、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第 3 4 号、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 追加日程第 2、議案第 3 5 号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第 3 5 号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）が改正され、6 月 4 日に交付されました。これによりまして、選挙運動用のビラやポスター等の作成など、選挙公営に要する経費に係

る限度額が引き上げられたため、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第35号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件について、御説明させていただきます。

本改正につきましては、町長の提案理由にもございましたように、公職選挙法施行令の改正に伴い選挙公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたため、当該条例にございます選挙運動用のビラやポスターの作成単価の限度額についても、同様に引上げを行うものでございます。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第8条につきましては、選挙運動用のビラ作成に係る公費負担について明記しているものでございますが、5行目の作成単価「7円73銭」としているものを、「8円38銭」に引き上げるものでございます。

また、下段、第11条については、選挙運動用のポスター作成に係る公費負担について明記しております。下から2行目の作成単価「541円31銭」としているものを、「586円88銭」に引き上げるものでございます。説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第35号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第35号、笠置町議会議員及び笠置町

長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 追加日程第3、議案第36号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第36号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件について、提案理由を申し上げます。

令和7年度笠置町一般会計歳入歳出総額18億5,648万8,000円に、歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、総額を18億5,656万4,000円とするもので、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例の一部改正により投票管理者等の報酬単価が改定されることに伴い、当初予算に計上した参議院議員選挙費につき、不足分を増額計上するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件について、説明いたします。

予算書の8ページを御覧ください。

まず先に、歳出予算について説明をいたします。

2款総務費、4項選挙費、3目参議院議員選挙費として7万6,000円を増額計上しております。ただいま議案34号で可決をいただきました投票管理者等の報酬及び費用弁償条例の一部改正に合わせて、改定後の単価で投票管理者等の報酬を積算しましたので、不足分を増額計上しているものでございます。

ページ戻りまして、7ページを御覧ください。

歳入予算でございますが、16款府支出金、3項委託金、1目総務費委託金、5節選挙費委託金として、参議院議員選挙費委託金7万6,000円を増額計上しております。歳出予算の増額分に充当するものでございます。説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は、歳入歳出ともに1款ごとに質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。

16款府支出金の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで16款の質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

2款総務費の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで2款の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで議案第36号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号、令和7年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第36号、令和7年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第36号、令和7年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(西 昭夫君) これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月24日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午前11時24分